

第3次長崎市男女共同参画計画前期行動計画進捗状況(施策の方向に沿って取り組む内容)

方針
<p>【令和4年度の事業実施状況】</p> <p>ア このまま継続、推進する</p> <p>イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要</p> <p>ウ その他()</p> <p>※ イの場合は具体的に内容を記述、ほかの課題がある場合や事業が消滅または大きく変質した場合はウとし、具体的内容や事情などを記述</p>

推進目標 I 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

主要課題1 男女共同参画についての理解の浸透

施策の方向(1) 男女共同参画に関する情報発信

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和4年度の事業実施状況	令和4年度の取組みに対する所管課コメント(成果および問題点とその要因)	方針
1	男女共同参画社会の形成を阻害する要因となる慣行、社会制度等の情報収集及び提供	市民 関係機関	人権男女共同参画室	<p>○情報誌(長崎市男女共同参画推進特集号)の発行 ・発行部数:155,100部</p> <p>○アマランス通信の発行(男女共同参画推進センターが年4回発行)</p>	<p>【成果】</p> <p>・男女共同参画推進特集号については、広報ながさき3月号の折り込みとして市民へ配布したことで、幅広く啓発を行うことができた。また、内容に関して市民より「とても分かりやすくまとめられた記事であった。興味を持つ方が増えると嬉しい」とのコメントもあった。</p> <p>・アマランス通信については、主にアマランスのFacebookにて掲載をしており、SNSを活用した効果的な啓発活動ができています。また、4コマ漫画などを取り入れることで、市民へ分かりやすく伝わるような工夫がなされており、好評をいただいている。</p>	ア 「男女共同参画社会」の実現を目指し、今後も多くの市民へ啓発活動を行うとともに、市民へ分かりやすく伝えられるように、内容を工夫する。
2	男女共同参画に関する図書の貸出し及び情報発信	市民	人権男女共同参画室	<p>○男女共同参画推進センターでの図書の貸出 所蔵冊数:約7000冊 貸出利用者数:1661人</p> <p>○情報発信について ・男女共同参画推進センターの取り組みや講座の告知等を、施設内の掲示板や、ホームページ、フェイスブック、インスタグラム、NBCラジオなどで行った。</p>	<p>【成果】</p> <p>様々な媒体を活用し、情報発信をしており、アマランスフェイスブックの閲覧数も徐々に増えてきている。図書については、予約貸出や返却数も多く、多くの市民へ「男女共同参画」に関する学習の場を提供できている。</p>	ア
3	男女共同参画に関する国際情報の収集及び提供	市民	人権男女共同参画室	<p>○男女共同参画推進センターにおいて、男女共同参画の視点に沿った国際理解を深める講座を3回実施した。</p>	<p>【成果】</p> <p>・すべての講座において、満足度が95%以上と、非常に満足度の高い講座となった。特に「ネパールの日本人女性起業家と伸びるビジネス」においては、実際にネパールに居住している講師とWi-Fiを活用のうえ、現地とリモートにて接続し、リアルな現状を聞くことができたことから満足度が高かった。</p>	ア
4	男女共同参画に関する調査研究の実施	市民 事業者	人権男女共同参画室	実施なし	実施なし	令和5年度に市民意識調査を実施予定

施策の方向(2) 男女共同参画の意識を高める機会の提供

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和4年度の事業実施状況	令和4年度の取組みに対する所管課コメント(成果および問題点とその要因)	方針
5	男女共同参画推進センターが主催する講座の実施	市民 関係機関	人権男女共同参画室	<p>○男女共同参画推進センター主催講座を109回実施した。</p> <p>(内訳)</p> <p>・男女共同参画講座:32回 ・派遣講座:70回 ・地域講座:2回 ・市民企画講座:4回 ・官民協働企画講座:1回</p>	<p>【成果】</p> <p>講座受講者数が9,404人と、令和3年度に比べて4,998人増加したことから、より多くの市民へ「男女共同参画」に関する学習の場を提供できたとともに、意識の醸成を図ることができた。</p> <p>【問題点】</p> <p>令和3年度に比べて、受講者の講座の理解度が83.8%から77.7%に減少しており、理解度の向上が図れていない。</p> <p>【要因】</p> <p>「男女共同参画」と講座内容とのつながりがうまく参加者へ伝わっていない。</p>	イ それぞれの講座と「男女共同参画」とのつながりを意識させるための説明をより丁寧に行うことや、「男女共同参画」をより身近なこととして興味を持ってもらえるような講座内容にするなど、工夫をすることで受講者の満足度及び理解度の向上に努める。

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和4年度の事業実施状況	令和4年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
6	広く市民に啓発する機会を提供するアマランスフェスタの開催	市民	人権男女共同参画室	男女共同参画社会の実現を目指し、幅広い層への意識の醸成と啓発を図ることを目的に、アマランスフェスタを行った。 10/1(土) 基調講演 講師:内村 周子氏 演題: 毎日をポジティブに、元気に過ごすその秘訣! ～女性として、母として、指導者として～ 参加者数:189名(うち男性:7名) 10/2(日) 各種講座の実施 参加者数:542名(うち男性88名)	【成果】 基調講演終了後に実施した、「男女共同参画についての関心や理解が深まったか」とのアンケートに対しては、97.9%の参加者が「ある程度深まった」「大変深まった」との回答であり、市民の「男女共同参画」に関する意識の醸成を図ることができている。 【問題点】 基調講演については、若年層の参加者数が少ない状況にある。 ※令和4年度基調講演⇒20代以下:1%、30～40代:17%、50～60代:48%、70代以上:31%、回答なし:3%(アンケートの提出に協力いただいた135人の内訳) 【要因】 周知、呼びかけ等が不足している。広報媒体の活用についても不足しており、効果的な広報活動ができていない。また、若年層が興味を持つような講演内容の検討が不足している。	イ ・若年層が興味を持つような講演内容の検討及び講師を選定するとともに、SNSを積極的に活用した広報活動を行い、関係団体等にも周知を依頼するなど、より一層連携を深めることで、若年層の参加者の増加に努めることとする。

主要課題2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進

施策の方向(3) 教育の場における男女平等意識の醸成

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和4年度の事業実施状況	令和4年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
7	人権教育研修における教職員の男女平等教育を踏まえた全体研修の開催	市立幼・小・中・高等学校教職員	学校教育課	第48回九州地区人権・同和教育夏季講座が録画配信で開催され、261名の教職員が参加した。	【成果】 長崎市人権教育研究会や生涯学習課と連携し、参加目標数を上回る参加者となった。 【問題点】 毎年、開催される長崎市人権教育教育研究大会の参加者のについて若い世代の教職員に裾野を広げていくことが課題として上げられる。 【要因】 各学校の人権教育の担当が人権教育に精通したベテランの教職員が多いことなどが上げられる。	ア 今後も、男女平等を踏まえた人権教育を実践していくためには必要なことなので、このまま、継続・推進していく。また、長崎市人権教育研究会会員募集のため、学校教育課長名で、市立の小・中・高等学校長宛に文書を配布し、会員拡大を図る。
8	性別にとらわれない正しい職業観の醸成のための職業講話の実施	小・中学生	学校教育課	各教科をはじめ、道徳、特別活動、総合的な学習の時間の中で、性別にとらわれないキャリア教育を含んだ人権教育を実施した。社会人を招いての職業講話を小学校は69.1%(全68校中、47校)、中学校は86.4%(全37校中、32校)が実施した。	【成果】 目標値(80%)には届かなかったものの、実績値は令和3年度(小学校は全68校中、45校、中学校は全37校中、31校)を大きく上回った。 【問題点】 さらに実績値を高めるために、様々な職業講話の人材を広げていくことが課題として上げられる。 【要因】 職業講話の人材が少ない。	ア 今後も全ての教科、領域の指導計画に位置づけていくことが重要であるから、このまま、弁護士による法教育や助産師、盲学校の講師等、様々な職業講話を継続・推進する。
9	児童生徒の多様な進路選択のための支援	小・中学生	人権男女共同参画室	男女共同参画推進センター主催講座として、女子小中高生を対象にした「キラキラ女子におくるデミー博士のドキドキ土教室」を開催した。	【成果】 講座参加者からの平均満足度は96.9%と高く、参加者の「男女共同参画」に係る意識の醸成を図ることができた。 【問題点】 講座の参加対象である児童生徒(10代)の参加者が少ない。 【要因】 ・講座開催に係る周知等が不足している。 ・学校生活における部活動等の関係で、児童生徒が講座に参加する時間がない。	ア 今後も同様の講座を企画し、実施するが、開催にあたり、教育委員会、学校等の関係機関とも連携し、周知等を行う。

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和4年度の事業実施状況	令和4年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
10	保育所、認定こども園、学校、PTAへの男女共同参画に関する派遣講座の実施	児童、生徒、PTA、学校関係者等	人権男女共同参画室	男女共同参画推進センターの派遣講座として、主に中学校の生徒を対象とした「デートDV防止授業」や「性についての学習会」等を48回開催した。	<p>【成果】 派遣講座の依頼は年々増えており、内容も充実したものとなった。</p> <p>【問題点】 デートDV防止授業の実施については、授業の実施率が市立中学校37校中16校と4割程度の実施にとどまっている。</p> <p>【要因】 デートDV防止授業の実施については、学校本来の授業時間に余裕がないなど、各学校の状況により実施できないこと、また、当授業に関する周知や呼びかけがまだまだ不足していることが挙げられる。</p>	ア 今後も引き続き、派遣講座の実施を継続していく。また、デートDV防止授業の実施については、教育委員会、学校、NPO法人等の関係機関と協力し、市内の中学校に対して、講座やロールプレイの実施などデートDVを理解しやすい内容であることを説明し、引き続き全中学校での実施を呼びかける。
11	男女共同参画の視点を踏まえたPTA研修会の開催	PTA	生涯学習企画課	「広報委員研修」「校外指導委員研修」「学級委員研修」を各2回、計6回実施した。開催時に、男女共同参画に関するリーフレットを配布し、受講の前にPTA活動を行う場合の意識付けを行った。	<p>【成果】 主に初めての役員を対象にしているため、役割の目的や注意点を理解することができた。</p> <p>【問題点】 市全体で連携を図りたいが、全PTAの出席とはなっていない。</p> <p>【要因】 仕事や家庭事情とあわせ、PTA活動への負担感があることにより、全員参加が難しい。</p>	ア 特に男女の区別なくPTA活動の資質向上を目的として研修を実施するが、校外指導において父親だけ、母親だけで行うことが効果的な場面では、特性を活かしたい。

施策の方向(4) 男女共同参画社会をめざした市民の学びの場の充実

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和4年度の事業実施状況	令和4年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
12	各種団体やグループへの男女共同参画に関する派遣講座の実施	市民	人権男女共同参画室	男女共同参画推進センターにおいて、各種団体やグループからの依頼により、ワーク・ライフ・バランスや更年期、ハラスメントの防止などに関する派遣講座を10回開催した。	<p>【成果】 男女共同参画に関して、様々な団体が希望する内容に基づき、要望に応じた派遣講座を行うことができた。</p>	ア
13	男女共同参画推進センター主催の講座・講演会等における一時保育の実施	市民	人権男女共同参画室	男女共同参画推進センター主催39講座で託児案内を行い、申込があった19講座で実施した。	<p>【成果】 センター主催の39講座において一時保育を案内し、保育の希望があった19講座全てで実施した。</p>	ア 今後も引き続き、誰もが講座・講演会等に参画できるよう一時保育を実施していく。
14	公民館の子育て支援講座における一時保育の実施	市民	生涯学習企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・春秋の公民館講座(主催講座)「ママのほっとタイム」での一時保育を実施した。(東公民館) ・講座回数:7回 ・受講者数:延べ60人 ・夏休み子ども講座ではコロナの影響を考え、講座中のきょうだい保育は中止とした。 ・成人向け講座では、秋の講座から乳幼児を連れた参加者のため、「賢く受けよう良い医療」で幼児1人、「親子習字教室」で未就学児1人を2回、「親子で学ぶお魚おろし方教室」で未就学児1人に対し一時保育を実施した。(中央公民館) 	<p>【成果】 子供の心配をすることなく夫婦で講座を受講することができるため、夫婦、親子(児童)の参加が増えた。</p> <p>【問題点】 講座、一時保育ともに父親の関わりが少ない。</p> <p>【要因】 事前の告知が足りなかったことや、父親が参加したくなるようなプログラムを組めなかったこと。</p>	イ 夏休み子ども講座での一時保育の復活 他、一般成人講座でも若年層の参加が見込める講座については一時保育を実施していく。

主要課題3 互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透

施策の方向(5) 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の啓発

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和4年度の事業実施状況	令和4年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
15	互いの性を尊重し、生殖に関する健康と権利を守るための講座の開催	市民	人権男女共同参画室	男女共同参画推進センターにおいて、「性と生殖」に関する講座を30回開催した。	【成果】 「性についての学習会」というテーマで、「性と生殖」に関する派遣講座を多くの学生や一般の方を対象に開催し、「性と生殖」についての正しい知識を伝えることができた。	ア これまで実施したことがない学校に対しても参加勧奨を積極的に行う。
16	性に関する理解を深めるための家庭教育講座の開催	市民	生涯学習企画課	ファミリープログラムで「思春期の子どもへの上手な関わり」というテーマの中で、性に関するものも含んで4回実施し、294名が参加した。	【成果】 グループワークによって、参加者全員が意見を述べることができた。 【問題点】 皆の意見をまとめることが目的であるので、専門的な知識や情報は得られない。 【要因】 現在のプログラムではグループワーク中心の構成となっているため。	イ 時間配分を工夫するなど、必要であれば、専門職からの講話を取り入れていきたい。
17	学校教育における性教育の充実のため、外部講師の活用及び性教育に関する調査の実施	小・中学生	健康教育課	○令和3年度からの長崎県で取り組まれている長崎県学校保健専門医等派遣事業を積極的に活用するよう各学校に周知した。 ・事業活用校：6校 ○性教育に関する調査 ・令和5年1月に実施	【成果】 ・長崎県学校保健専門医等派遣事業の活用については、令和3年度から計画的に進めることができた。 ・外部講師の活用については、長崎県の派遣事業の活用以外に、学校独自に派遣依頼をしているところも増えており、令和4年度においては、小学校で10.3%、中学校で78.4%、高等学校で100%、全体で34.9%の活用率となり、令和4年度は30.4%と目標値30.0%より4.9ポイント増となり、学校の意識も高まっている。 【問題点】 ・性に関する教育を取り扱っていない学校が数校あり、小学校のほうが多い。 【要因】 ・中学校では、学校の実態に合わせながら外部講師を活用し取り組んでいる学校が多いが、小学校では教科(保健)による指導を担任や養護教諭を中心に取り組んでいる学校が多いため、外部講師を活用している実態が少ない。	ア ・外部講師と連携して性教育を行うため、保健主事部会等で、講師派遣について情報提供を行うとともに、県・市主催研修会を主催しそこへの学校職員へ参加要請を行う。 ・長崎県学校保健専門医等派遣事業を積極的に活用するよう各学校に周知する。 ・年度末に調査を実施し、実態把握を行うとともに、各学校の次年度実施へ向けての意識付けとする。
18	エイズや性感染症など性に関する正しい知識の普及・予防啓発のための学校への講師派遣	市民(主に中・高・大学生)	地域保健課	学生を対象に、実験を取り入れて感染の広がり方を理解してもらったり、エイズや性感染症の現状と予防についての講座実施を予定していたが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止した。	【成果】 新型コロナウイルス感染症対策のため中止したことから、成果はなし。	イ ・エイズや性感染症の発生や蔓延を防止するためにも、特に若い世代の正しい知識の普及と予防方法の普及啓発を実施することが重要であるため、イベントについては新型コロナウイルスの状況をみながら開催を検討するとともにホームページやSNSの活用により啓発を行う。 ・HIV普及週間、世界エイズデー期間中のHIV夜間即日検査実施、各施設・学校へのチラシ配布
19	臨床心理士による心の健康相談	市民	人権男女共同参画室	アマランス相談において、臨床心理士による心の健康相談を月2回実施した。 実施回数：24回 相談件数：32件(性にかかわる相談：2件)	【成果】 相談件数での成果は図りにくいため、今後も現在の相談体制を維持するとともに、相談窓口の更なる周知を図って行く。	ア 相談を必要とする市民に対し、今後も継続して実施する。

施策の方向(6) 妊娠、出産期における健康管理への支援

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和4年度の事業実施状況	令和4年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
20	妊娠・出産期の健康診査、保健指導の実施と相談への対応	妊産婦	子育てサポート課	妊娠期の異常を発見して治療につなぎ、安全な出産が迎えられるよう、妊婦一般健康診査(14回)と産後うつ予防のため産後2週間と1か月に行う産婦健康診査(2回)を医療機関に委託して実施し、支援が必要な妊産婦に対し、電話や訪問等により支援を行った。	【成果】 受診率は、妊婦健診95.9%(11回目まで)、産婦健診95.9%と高い水準を維持しており、適切な妊婦健康診査の受診につながった。 支援が必要な妊産婦については、産科医療機関等と情報共有を行い、連携しながら支援につなぐことができた。	イ 妊婦の状況に関わらず、全ての妊婦が健康診査を受けることができる環境を整える。
21	両親学級の開催	妊婦とその配偶者	子育てサポート課 各総合事務所地域福祉課	妊婦とそのパートナーを対象に両親学級を実施し、妊娠中の生活や栄養、出産に向けての準備や育児、父親の役割について講話と体験を行った。 実施回数:21回	【成果】 各総合事務所で教室を実施しており、開催数も増加している。妊娠期や出産期の生活に関する知識の習得及び参加者同士の交流の場となっており、父親も一緒に参加することで育児参加への促進につながっていると考える。 【問題点】 ・対象者のニーズに沿った開催ができていない場合があった。(タイムリーな案内、父親のみ初めての育児である場合の参加、対面での開催や沐浴の体験など) 【要因】 ・開催数や頻度が各会場で異なっているため、タイミングが合わない場合がある。 ・コロナの影響で、これまで実施されていた産科医療機関での教室が中止となり、参加希望が増えている。	イ ・教室の開催方法について、見直し、工夫をしながら継続して推進していく。 ・基本は第一子妊娠中の妊婦とそのパートナーを対象としているが、父親の育児経験として必要時は、受け入れていく体制の検討が必要。

主要課題4 メディアにおける人権の尊重

施策の方向(7) 男女共同参画の視点に立った表現への理解促進

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和4年度の事業実施状況	令和4年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
22	市が発行する刊行物に関して、性に対する偏った表現を排除し、男女共同参画への意識を高めるための広報責任者研修における周知啓発	市の広報責任者	広報広聴課	○広報マインド・広報戦略研修の実施 ・受講者:125名 ○広報スキルアップ研修 ・受講者:178名	【成果】 ○広報マインド・広報戦略研修の実施 ・満足度75%以上の回答:125名中114名(回答の95%を達成) ・周囲との良い人間関係を築くうえでも重要なマインドであり、それを認識できたとのコメントあり。 ○広報スキルアップ研修の実施 ・デザイン、ライティング、動画編集の各分野で、満足度75%以上が7割を超えている。	ア 広報を行ううえで、必須の視点であるため、引き続き、研修内で周知啓発を行っていく。
23	啓発紙等によるメディア・リテラシーに関する情報の発信	市民	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターでの情報発信 ・「女らしさから自分らしさへ」や「男らしさから自分らしさへ」をテーマに関連図書の紹介を行った。 ・過去にアマランス通信に掲載した4コマ漫画と関連記事をまとめて掲示した。	【成果】 足を止めて本を手取る人も多く、効果的に情報の発信を行うことができた。	ア 今後も、必要に応じて情報を発信していく。
24	行政刊行物について、固定的性別役割分担意識にとらわれているような表現の指導・改善	関係機関	人権男女共同参画室	男女共同参画の観点から、問題のある長崎市の刊行物、電子媒体の表現について発行者に改善を促すものであるが、令和4年度においては、特に指摘すべき事案はなかった。 ※市ホームページや庁内イントラネットに掲載されているチラシ等を確認	問題点等は特になし。	ア 今後も市ホームページや庁内イントラネットの掲示板掲載の各課のチラシや冊子等を適宜確認し、必要に応じて指導・助言等を行っていく。

施策の方向(8) メディア環境における有害環境浄化への取組

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和4年度の事業実施状況	令和4年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
25	社会環境実態調査の実施 (コンビニ、カラオケボックス、レンタル店等)	事業者	少年センター (こどもみらい課)	長崎市内にあるコンビニエンスストア170、書籍店5、その他店舗176、合計351店舗全てを調査訪問した。注意が必要と考えた店舗へは、複数回調査を実施した。調査を通して、青少年の健全育成と環境作りについて啓発と理解・協力をお願いした。 調査回数:412回	【成果】 最前線で青少年と接する店舗店員との面談を通して、数字には見えてこない実態を把握できたり、青少年健全育成への理解を図ったりすることができた。 【問題点】 有害な書籍、玩具の陳列が依然存在した。 【要因】 店舗側の営利目的による営業様式に係るもの。 自治会、育成協、PTA等の社会団体との協力体制不足。	ア 有害な書籍、玩具の陳列に関しては、県こども未来課とも情報共有を図り、店舗側へ改善のお願いをする対応をしている。
26	白ポストによる有害図書類の回収	市民	少年センター (こどもみらい課)	市内13か所に設置されている有害図書回収白ポストに投入された有害図書類(雑誌、コミック本、DVD、ビデオテープ等)を定期的(年4回)に回収し、結果を記録し、廃棄処分した。 回収数:2658(本類1103, DVD1167, その他388)	【成果】 全ての箇所において、回収・記録・廃棄処分が実施できた。また、3か所においては、地域の方のボランティアで回収作業を行っている。	ア
27	有害サイトから青少年を守るため、フィルタリング活用の周知・啓発	PTA	生涯学習企画課	・PTA「メディア研修会」を4回実施、85名が参加した。 ・メディアに関するファミリープログラムを6回実施し、372名が参加した。	【成果】 グループワークによって、参加者全員が意見を述べることができ、意識が高まった。 【問題点】 メディア使用については気を付ける意識はありながらも、「長崎っ子の約束」に掲げている(メディア使用は夜9時まで等)の実現は難しい状況である。 【要因】 掲げている姿が、青少年の生活スタイルを考慮すると、時代の変化とのずれが生じている。	ア GIGAスクール構想等、メディア利用については有用な生活スタイルであることを理解させながらも、使用方法については今後も気を付けなければならない点を伝えていく。

推進目標Ⅱあらゆる分野において男女が共同参画できる社会づくり

主要課題5 政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大

施策の方向(9) 女性の積極的な登用の促進

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和4年度の事業実施状況	令和4年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
28	市が設置する審議会等の委員への女性の参画促進	関係団体等	市関係課 行政体制整備室	長崎市附属機関の設置等に関する基準において「委員の選任に当たっては、男女の比率が一方に偏らないよう努めること」と規定し、関係所属に対して片方の性の委員の比率が40%未満にならないように配慮させることとしている。 ・市の審議会等への女性委員の登用率:22.8%	【問題点とその要因】 あて職となっている職位や専門家の男女比に偏りがある場合も多く、女性委員の登用率は20%台で推移しているが、男女の比率が一方に偏らないよう、関係所属に対して働きかける。	ア 引き続き40%を目標値とし、女性の登用率を引き上げを図っていく。
29	男女共同参画を推進する団体の女性の人材育成情報の収集、提供	市民	人権男女共同参画室	審議会等の委員改選にて、女性の人材情報を提供した。 ・審議会等への登用人数:9人	【問題点とその要因】 ながさき女性・団体ネットワークを構成する各団体において、各団体会員の年齢の高齢化などから、全体的に会員数が減少している。	イ ・今後も女性の人材育成に努め、審議会等委員改選時に必要に応じて情報を提供していく。 ・次世代の人材育成及び発掘をしていく。
30	「長崎市労政だより」による企業、団体への女性の積極的登用に関する情報提供	事業者	産業雇用政策課	労政だよりにおいて、次の情報を発信した。 【4月28日発行】 ・女性活躍推進法に基づく「えるばし」認定について	【成果】 1回 【問題点】 労政だよりについては、6回発行したが当該内容については1回の発信に留まった。	ア 年間を通して発信できるよう、今後も引き続き、国や県など関係団体との更なる連携を図り、関連する情報等を積極的に収集し、事業者への効果的な広報周知に努める。

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和4年度の事業実施状況	令和4年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
31	女性職員の管理職への登用(管理職:課長級以上の職員)	市職員	人事課	部長級 総数31人 うち女性4人 次長級 総数23人 うち女性8人 課長級 総数115人 うち女性16人	【成果】 達成率、実績値共に前年を下回っている。目標値を達成できるよう積極的に女性登用を推進していく。 【問題点】 目標達成に向けては、役職に適した人材を登用し、かつ退職者数を上回る人員配置を行っていく必要がある。	ア 管理職として必要な経験等を積ませる適材適所な人事配置を引き続き行う。

主要課題6 女性のエンパワーメントの推進

施策の方向(10) 女性の人材育成

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和4年度の事業実施状況	令和4年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
32	女性の人材育成及びエンパワーメントを図るための講座の開催	市民	人権男女共同参画室	男女共同参画推進センターにおいて、「ジェンダー平等を考える連続講座」や「女性のためのアマランス起業塾」などを開催した。 講座開催数: 28回	【成果】 講座参加者からの平均満足度は93.8%であり、参加者の「男女共同参画」に係る意識の醸成を図ることができた。	ア 今後も女性の人材育成及びエンパワーメントを図るための講座を企画し、実施していく。
33	女性職員のキャリアアップにつながる研修の開催	市職員	人事課 職員研修所	・部局長及び所属長を対象に職員が、「働き方マインドチェンジ研修」を実施した。 ・希望職員を対象に「パパママ応援講座」「ワークライフバランス研修(子育て準備期支援セミナー)」を実施した。 【キャリアサポート研修(働き方マインドチェンジ研修)】 令和4年10月6日～25日(WEB視聴)実施、221人受講 【パパママ応援講座】 令和4年5月30日実施、7人受講 【ワークライフバランス研修(子育て準備期支援セミナー)】 令和4年10月27日実施、8人受講	【成果】 ・「働き方マインドチェンジ研修」では、ワークライフバランスを保ちながら、更なる活躍ができる職場風土をつくるため、部局長及び所属長の意識向上を図ることができた。 ・パパママ応援講座やワークライフバランス研修では、育休制度等の説明や育休取得者の体験談を聞くことによって、受講者の育休取得や職場復帰に対する不安を軽減することができた。	ア 今後も女性職員のキャリアアップにつながる研修を継続して実施する。
34	女性農業者が参加しやすい研修会等の開催	農業者	農林振興課	女性農業者限定の研修会は行っていないが、農業振興会や認定農業者連絡協議会など、それぞれの団体や協議会等において、女性農業者も含めた研修が行われている。 研修開催数: 4回 (コロナ感染拡大防止のため研修会等が減った。)	【成果】 研修会等の出席により、男性農業者と情報の共有ができるようになった。 【問題点】 研修会を開催する場合、主に経営主である男性農業者が出席が多い。 【要因】 ・研修会の出席者が、男性農業者の出席が主であるため、夫婦で参加できるような環境づくりが必要である。 ・コロナの感染拡大防止により研修会の開催が減少した。	ア 女性農業者の育成は重要であるため、市以外にも、国や県が主催する研修会の周知を図り、女性農業者の出席を促すよう努める。
35	男女共同参画を推進する団体等への支援	男女共同参画に関する活動団体	人権男女共同参画室	・男女共同参画推進センター利用登録団体に対しては、活動の拠点として貸室の優先予約や減免措置、ロッカーの利用等の支援を行った。 ・新聞や各種情報紙等で情報を収集、スクラップし、図書情報室に設置している。	問題点等は特になし。	ア 今後も引き続き、センター利用登録団体に対して、活動の拠点として貸室の優先予約や減免措置、ロッカーの利用等の支援を行う。また、新聞や各種情報紙等で情報を収集、スクラップし、図書情報室に設置する。
36	ながさき女性・団体ネットワークへの活動支援や女性団体等への情報の提供	男女共同参画に関する活動団体	人権男女共同参画室	ながさき女性・団体ネットワークへの活動支援や適宜、情報提供(連絡会の開催及び広報活動、各審議会等の公募委員募集案内の情報提供等)を行ったほか、男女共同参画推進センターの貸室の優先予約や減免措置等の支援を行った。	問題点等は特になし。	ア 今後も引き続き、ながさき女性・団体ネットワークへの活動支援や女性団体等への情報の提供を行っていく。

施策の方向(11) 女性のチャレンジへの支援

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和4年度の事業実施状況	令和4年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
37	就労や起業支援講座の開催	市民	人権男女共同参画室	男女共同参画推進センターにおいて、「初心者のための手作りマルシェ出店ストーリー」などを開催した。 講座開催数: 14回	【成果】 「初心者のための手作りマルシェ出店ストーリー」では、出店体験を通して、参加者の出店等に対する意欲の向上につながった。 「ネパールの日本人女性起業家と伸びるビジネス」では、現地に居住している講師と講座参加者を、リモートにて接続し、ネパールでの起業に関するリアルな現状を伝えることができた。	ア 今後も目標達成に向けて講座を企画し、推進していく。
38	漁業に従事する女性や女性団体に対しての市が開催する交流イベント等への参加の促進	漁業者	水産振興課	【該当イベント】 ・のもぎき伊勢エビまつり ・戸石はもかに祭り ・戸石とらふぐかき祭り ・ながさき実り・恵みの感謝祭	【成果】 女性漁業者及び漁協女性部が活躍できる機会を創出できた。 ・女性漁業者の参加回数: 4回 ・漁協女性部の参加回数: 2回 【問題点】 漁協女性部の参加回数が比較的小さい。 【要因】 女性に限定してイベント周知を行っていない、または漁協女性部まで周知が行き届いていない。	ア
39	「長崎市労政だより」による企業、団体への女性のチャレンジへの支援に関する情報提供	事業者	産業雇用政策課	労政だよりにおいて、「仕事と不妊治療の両立」などに関する情報を1回発信した。	【成果】 1回 【問題点】 労政だよりについては、6回発行したが当該内容については1回の発信に留まった。	ア 年間を通して発信できるよう、今後も引き続き、国や県など関係団体との更なる連携を図り、関連する情報等を積極的に収集し、事業者への効果的な広報周知に努める。

主要課題7 雇用の場等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

施策の方向(12) 多様な働き方ができる労働環境づくりの促進

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和4年度の事業実施状況	令和4年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
40	「長崎市労政だより」による企業、団体への一般事業主行動計画の策定促進、育休・休暇取得促進等に関する啓発	市民 事業者	産業雇用政策課	労政だよりにおいて、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定や年次有給休暇の取得促進に関する情報を4回発信した。	【成果】 4回 情報の発信時機を逃さず、積極的に「労政だより」による発信を行ったことで、企業へ効果的に啓発を行うことができた。	ア 今後も引き続き、国や県など関係団体との更なる連携を図り、関連する情報等を積極的に収集し、事業者への効果的な広報周知に努める。
41	男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる事業所の表彰及び取組事例の紹介	市民 事業者	人権男女共同参画室	男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組む事業所を「長崎市男女イキイキ企業」として表彰した。 【令和4年度 表彰事業所】 ・(株)イシマル ・(株)西海建設	【成果】 誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる事業所を表彰することで、事業者及び従業員(市民)に対し、「ワーク・ライフ・バランス」の周知・啓発を効果的に行うことができた。	ア 当事業が行われていることをより多くの事業所へ周知できるよう、広報活動についても工夫をしながら、事業を継続する。

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和4年度の事業実施状況	令和4年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
42	長崎市職員ワークライフバランス推進計画の推進 ・時間外勤務の縮減 ・年次休暇の取得 ・仕事と生活の両立支援 ・女性職員の活躍推進	市職員	人事課	長崎市職員ワークライフバランス推進計画を推進するため、育児・介護ハンドブックの作成・配布や、育児介護参加プログラムの作成・活用の周知を行ったほか、育児介護、多様な働き方の推進として在宅勤務を導入した。 併せて、職員の健康管理及び時間外勤務縮減促進のため、ノー残業デーを実施し、また、年次休暇等取得計画表の作成により、年次休暇等の計画的取得促進と、休暇を取得しやすい環境整備を進めた。 ①時間外勤務上限時間：年間360時間以上の職員数281人 ②年次休暇休暇取得率：目標値75%に対して、実施率55% ③男の産休取得率：目標100%に対して、出産補助休暇64.5% 育児参加休暇61.3% 合計取得日数：目標5日以上に対して、5.3日 ④育児休業取得率：男性職員目標13%に対して、23.7% 女性職員目標100%に対して、100% ⑤一般事務職における女性管理職(課長級以上)の割合： 目標20.0%に対して、16.6%	【成果】 ④育児休業取得率 ・男性職員目標13%に対して、23.7% ・女性職員目標100%に対して、100% 育児休業の制度が改正され、取得回数が緩和されたことや、育児・介護ハンドブック等により職員への情報提供を進めたことで、男性が育児休業が取得しやすい環境を整備し、目標を達成できた。 【問題点】 ③出産補助休暇の取得率が、昨年度(出産補助休暇83.2%)に比べ低下している。 【要因】 ③男性の育児参加休暇及び育児休業を取得する男性職員が増える一方、出産補助休暇の取得率が下がっている。育児参加休暇の取得対象期間が延びたことで、育児参加休暇の方が取得しやすくなっていることが考えられる。	ア ②年次休暇休暇取得率は、目標値75%に対して、55%の実施率となっており、目標値には達成していないが昨年度の実施率の54.5%からは微増になっているため、引き続き休暇を取得しやすい環境整備を進める。 また、ノー残業デーの実施や年次休暇等取得促進をはじめとして、休暇を取得しやすい環境整備に努める。 ③④男性職員による、男の産休や育児休業取得経験者の体験談の情報提供を実施するなど職員への育児関連制度の周知を行う。
43	ハラスメントのない職場づくりのための講座の実施	市民事業者	人権男女共同参画室	男女共同参画推進センターの派遣講座として3回開催した。	【成果】 セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなど、各団体の要望に沿った講座を行うことで、それぞれの団体のハラスメント防止に対する意識の向上を図ることができた。	ア
44	「長崎市労政だより」による企業、団体への各種ハラスメント等に関する啓発	事業所	産業雇用政策課	労政だよりにおいて、「企業におけるCSR・人権担当者向け実践講座」や「長崎市パートナーシップ宣誓制度」等の情報を4回発信した。	【成果】 4回 情報の発信時機を逃さず、積極的に「労政だより」による発信を行ったことで、企業へ効果的に啓発を行うことができた。	ア 今後も引き続き、国や県など関係団体との更なる連携を図り、関連する情報等を積極的に収集し、事業者への効果的な広報周知に努める
45	市職員(新規採用職員や管理職等)へのハラスメント防止研修の開催	市職員	人事課 職員研修所	新規採用職員、新任幹部職員(部局長級・課長級・課長補佐級)及び係長(2年目)を対象にした「ハラスメント防止研修」を実施した。また、全職員を対象に「倫理の保持とハラスメント二次被害防止研修」を実施した。 【新規採用職員】 令和4年7月12日実施、137人受講 【新任幹部職員(部局長級・課長級・課長補佐級)】 令和4年7月20日実施、36人参加 【係長(2年目)】 令和4年8月23日実施、41人受講 【全職員】 令和4年8月31日～10月14日実施(WEB視聴)、3206人受講	【成果】 管理職のハラスメント防止に関する意識向上を図ることができた。また、新規採用職員に研修を行うことで、ハラスメント被害にあった際の対応や相談窓口について周知することができた。加えて全職員に対し二次被害防止に関する研修を行うことで、ハラスメントだけでなく、二次被害についても職員全体の意識を向上させることができた。 【問題点】 毎年ハラスメント防止研修を開催しているが、ハラスメント被害が発生している。 【要因】 ハラスメントの基準に対し、個人ごとに認識の差があるため、継続的に研修を行うことで、組織内の共通認識を高める必要がある。	ア 本年度もハラスメント防止に関する研修を継続して実施する。
46	外部の専門家で構成する調査等審議会の設置によるハラスメントに関する相談等	市職員	人事課	市内部で対応困難な場合等に対処するため、外部の専門家で構成するハラスメント調査等審議会の設置している。 開催回数：1回 また、ハラスメントに関する相談等に迅速かつ適切に対応するため、市の内外に専門相談員、内部相談員(常勤職員)、外部相談員(弁護士)を配置し、いつでも職員が相談できるような環境づくりを行っている。 ハラスメント相談件数 内部相談員(市長部局)：22件 外部相談員：4件	【成果】 令和4年度はハラスメント調査等審議会の1回開催し、令和3年度に実施したアンケートの集計結果を踏まえ、今後のハラスメント防止について専門的な意見を聴取することができた。 また、相談窓口について研修等で広く周知し、相談しやすい環境の整備が進んでいる。 【問題点】 ハラスメントに関する相談件数が増えており、ハラスメント自体もなくなっていない。 【要因】 ハラスメントに関する研修や周知の充実に努め、アンケート調査を実施したことも、相談件数の増の一因となっているものと考えられるが、ハラスメント自体はなくなっていないため、ハラスメント防止に努める必要がある。	ア 相談窓口のさらなる周知、研修、指導によるハラスメント防止に努めるとともに、ハラスメントに関する相談に対し、今後も迅速に対応する。

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和4年度の事業実施状況	令和4年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
47	労働に関する相談に対しての各種相談機関の紹介	市民	人権男女共同参画室	・男女共同参画推進センターにおいて、起業家支援講座を開催し、起業や労働に関する相談・支援機関の情報を公開した。 ・アマランス相談において、労働に関する相談を72件受けた。	問題点等は特になし。	ア 今後も引き続き、労働に関する相談に対応し、各種相談機関の紹介を行っていく。
48	「長崎市労政だより」による企業、団体への雇用制度の周知、在宅ワークなどの情報発信	事業者	産業雇用政策課	労政だよりにおいて、「輝くテレワーク賞」や「長崎県最低賃金の改正」などの情報を5回発信した。	【成果】 5回 情報の発信時機を逃さず、積極的に「労政だより」による発信を行ったことで、企業へ効果的に啓発を行うことができた。	ア 今後も引き続き、国や県など関係団体との更なる連携を図り、関連する情報等を積極的に収集し、事業者への効果的な広報周知に努める。
49	勤務条件等について周知を図るための新任課長、新規採用職員研修の開催	市職員	人事課 職員研修所	新任課長・課長補佐研修及び新規採用職員研修において、勤務条件等についての周知を図った。 【新任課長・課長補佐】 1回、26人受講 【新規採用職員】 3回、158人受講	【成果】 管理職及び新規採用職員に対し、本市の勤務条件を周知することができた。	ア 今後も勤務条件等に関する研修を継続して実施する。
50	啓発紙等による労働や就業に関する法制度等の情報提供	市民 事業者	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターでの情報提供 ・最低賃金の情報や、厚生労働省のチラシ「マンガでわかる！育児休業制度」を掲示した。	問題点等は、特になし	ア 今後も、労働や就業に関する法制度などの情報提供をしていく。

施策の方向(13) ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和4年度の事業実施状況	令和4年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
51	ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催	市民 事業者	人権男女共同参画室	男女共同参画推進センターにおいて、「わたしがつくる自分のしあわせ(WLBと女性の生き方)」などワーク・ライフ・バランスに関する講座を開催した。 講座開催数: 14回	【成果】 講座「ママの好きを伸ばす生き方～子育てと仕事と旅～」については、ハイブリッド型形式(対面とオンライン)で開催したため、定員を大幅に上回る出席があった。また、講座参加者からの平均満足度は93.7%であり、参加者の「男女共同参画」に係る意識の醸成を図ることができた。	ア 今後も、対面型の講座だけではなく、オンラインを活用した講座を実施するなど、より参加者が集まりやすい方法で講座の開催に努めていく。
52	啓発紙等によるワーク・ライフ・バランスの情報発信	市民 事業者	人権男女共同参画室	・男女共同参画推進センターが発行しているアマランス通信Vol.230において「ワーク・ライフ・バランス」の記事を掲載した。 ・男女共同参画推進特集号(48号)に、令和4年度男女イキイキ企業表彰にて表彰された2事業所及びその取組みを掲載した。	【成果】 男女共同参画推進特集号については、広報ながさきへの折り込みであることから、市民の手元へ行き渡っており、「ワーク・ライフ・バランス」に対する意識の向上を図ることができた。	ア 今後も、市民の「ワークライフバランス」に対する意識の向上を図るため、啓発紙等による情報発信を継続していくが、ただ発信をするだけではなく、なるべく多くの市民へ見てもらうため、SNS等を活用するなど、発信方法を工夫しながら取り組んでいく。
53	女性農業者の経済的地位の確立のための家族経営協定の締結促進(労働時間の適正化、休日の取得促進、女性農業者の労働に対する適正評価の促進)	農業者	農林振興課	農業への女性参画は重要であるため、県の指導のもと、家族経営協定の締結の促進に取り組んだ。 (令和4年度は19家族(うち女性参画は16家族)が新たに締結した。)	【成果】 経営改善計画(認定農業者)の申請にあたって、夫婦連名での申請が増えてきている。 【問題点】 年間の締結数は増加傾向だが、過去に締結した経営体が重複して締結することがあるため、推進する際は注意が必要。 【要因】 親子での締結後、経営体の代替わり等で引き継がれていない。	ア 女性農業者が、意欲とやりがいを持って農業経営に参画するためには、家族経営協定の締結は重要と考えます。そのため、今後も締結に向けた取り組みを進める。
54	長崎市中企業融資制度によるワーク・ライフ・バランスの取組みに対する経済的支援	事業者	産業雇用政策課	いきいき労働環境整備資金実績 令和4年度 0件	【問題点とその要因】 実績がなかったことは、利用を案内する金融機関側の当該資金に係る認知度や、県等の他の融資制度との優位性等に要因があると考えられる。	ア 金融機関や信用保証協会、県と連携し、周知強化や、制度融資の内容や手続き等の見直しを定期的に行う。

施策の方向(14) 家庭における共同参画の促進と子育てや介護への支援

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和4年度の事業実施状況	令和4年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
55	長崎市子育て応援情報サイト「イーカオ」等による子育て家庭への情報発信	妊婦及び子育て家庭	こども政策課	子育て応援情報サイト「イーカオ」において、子育て家庭への支援内容、幼稚園・保育所・放課後児童クラブや子どもが参加できるイベント情報などを子育て家庭へ発信する。 また、令和4年度は令和3年度と比べるとアクセス件数が下がっているように見えるが、令和3年度は子育て世帯生活支援特別給付金等について申請手法や様式等の情報をイーカオに掲載したことによりアクセス数が急増したものであり、令和2年度以前と比べるとアクセス件数は年々増加している。 アクセス件数: 327,943件(令和3年度: 377,710件)	【成果】 更新頻度を高め、各種情報の提供を頻繁に行ったことで、子育て家庭へ幅広い情報を発信することができた。 【問題点】 「イーカオ」における情報発信について、「見にくい」「わかりにくい」といった意見が利用者から出ている。 【要因】 「イーカオ」のサイト構成や情報の質・量について、利用者のニーズに合っていない部分があると考えられる。	イ パパママモニター※を継続し、引き続きイーカオのリニューアルも視野に入れた検討を行う。 ※利用者の視点から「イーカオ」に対する率直なご意見等を聴き、「イーカオ」の課題を見つけ改善を図ることを目的として、令和4年よりモニターを設置。
56	子どもや子育てに関する全般の問題についての相談対応	市民	子育てサポート課	子ども、子育て家庭や関係機関からのあらゆる相談に社会福祉士等専門職が応じ、必要な支援につないだ。 電話、面接(来所、訪問)、メール等で相談を受け、対応した。 相談件数: 2,700件 改善件数: 2,625件	【成果】 子ども、子育て家庭や関係機関からのあらゆる相談に対し、必要な支援を行い問題の軽減を図ることができた。 【問題点】 相談実対応件数が増加しており、多くの対応を必要とする複雑な相談が増加している。職員の幅広い知識及び現場対応力など、より高度な専門性の確保が課題となっている。 【要因】 ・核家族やひとり親家庭の増加により子育て家庭が抱える問題が複雑かつ複合的なものとなっており対応に時間を要する。	イ 相談対応のスキル向上を図るとともに、引き続き子どもや保護者及び関係機関の相談対応を実施する
57	家庭で乳幼児を養育している保護者間の交流促進及び子育てに不安を持つ保護者への助言(お遊び教室の開催・子育て支援センターの設置)	就学前児童、保護者	子育てサポート課	○お遊び教室の開催 民生委員・児童委員、ボランティア等と協働で、乳幼児親子が遊び、交流する「お遊び教室」を実施した。 特に、父親の子育て参加を促進するため、平成26年度から実施している「お遊び教室/パパデー」を継続して実施した。 開催箇所: 35箇所、開催回数: 449回、参加者数: 9,983人(うち父親の参加者数: 230人) 週6日型: 13箇所(利用実績 71,069人、31,331組) 週3日型: 3箇所(利用実績 1,081人、464組) 発達障害支援特化週3日型: 1箇所(利用実績 4,014人、1,743組)	【成果】 お遊び教室においては、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら実施し、地域の身近な場所で開催し、参加者数も前年度より大幅に増加していることから、子育て家庭の不安軽減につながった。	ア お遊び教室について、父親も含め参加者を増やすための効果的な広報を行うとともに、参加者のニーズに合わせた内容についても検討していく。
			こども政策課	○子育て支援センターの運営 子育て家庭が気軽に集まり、遊びや相談、情報交換などを行う場である子育て支援センターの運営団体に対し、助成を行った。	【成果】 新たに江平・山里区域に子育て支援センターを開設(R5.3.23開設)し、市内17区域のうち16区域に子育て支援センターを設置することができた。	ア 令和5年度中に未設置区域への子育て支援センターの建設及び運営団体の公募を行い、子育て支援センターの運営を開始する。
58	地域の中で一時的な子育ての助け合いを行う事業(ファミリー・サポート・センターの運営)	市民	子育てサポート課	ファミリー・サポート・センターの運営の他、広報や掲示板等で事業の周知や会員の募集を行った。 会員登録総数: 1,996人 (内訳)おねがい会員: 1,302人 まかせて会員: 608人 どっちも会員: 86人	【成果】 おねがい会員の出張登録会を行ったことで、会員が増加し、それに伴い依頼件数も増加した。 【問題点】 地域によって、登録している会員が少ない場所もあり、マッチングに時間がかかってしまう。 【要因】 地域によって、登録している会員が少ない、又はいない。	イ 地域の中で子育てを助け合う事業であり、各地域における会員(特にまかせて会員)の増加に努めるため、周知を徹底する。

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和4年度の事業実施状況	令和4年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
59	医療費自己負担額の一部助成(中学生以下の児童を対象に、その保護者に対し、保険医療にかかる医療費自己負担の一部助成)	中学生以下の児童	こども政策課	保険診療にかかる患者負担から福祉医療費自己負担額(医療機関ごとに1日につき800円、ただし、ひと月につきその合計額が1,600円を超えるときは、1,600円。調剤薬局は自己負担額なし。)を差し引いた金額を助成した。 全ての対象者に対して現物給付による助成を行い、家計に占める医療費の負担軽減等を図っている。 助成件数: 560,738件	【成果】 全ての対象者に対して医療費の助成を行ったことで、子育て世帯の負担を軽減できた。 【問題点】 市政への提案等で医療費の無償化、対象の拡大等の声が寄せられる。 【要因】 医療費の助成を行っているものの、自己負担額が対象者の経済的な負担になっていると考えられる。	イ 令和5年度に長崎県が全額県負担による県内全市町の高校生を対象とした償還払による助成制度を創設したところで、市においても、県の制度に則り、令和5年4月1日受診分から対象を高校生世代まで拡大した。
60	ひとり親家庭への支援(生活支援として相談や日常生活支援、経済的支援として母子父子寡婦福祉資金の貸付やひとり親家庭等への医療費の一部助成、就業支援として自立支援プログラムの策定や資格取得のための給付金の給付などによる支援)	ひとり親家庭	こども政策課	母子・父子自立支援員の延相談件数: 3,721件 日常生活支援の家庭生活支援員派遣時間数: 72.5時間 母子父子寡婦福祉資金の貸付件数: 10件 医療費の一部助成件数: 59,995件 自立支援プログラムの策定件数: 11件 自立支援給付金等の支給件数: 35件	【成果】 ひとり親家庭の生活上の様々な不安や支障が解消され、日常生活の安定につながった。 【問題点】 孤立しているひとり親世帯等への支援が行き届いているかが不透明である。 【要因】 関係機関や関係部署等との連携が密であると言い難い。	ア 関係機関や関係部署等との連携を強化し、今後も継続して進めていく。
61	待機児童の解消及び認定こども園への移行の促進	就学前児童、保護者	幼児課	入所希望者の利用希望施設での入所調整を行った結果、待機児童が発生したため、利用希望施設以外の入所可能な他の保育所等の情報提供などを行った。 保育所待機児童数: 0人	【成果】 国の定義による保育所待機児童数が0人となり、一定保育の量の確保はできている。 【問題点】 年度途中の入所希望児童については、可能な限り受け入れを行っているものの、年度末に向けては待機児童が発生する状況となっている。 【要因】 入所希望の地域や施設に偏り等がある。	ア 保護者のニーズ等を十分に見極めながら、保育の適正な量の確保に努めていく。
62	子どもの一時預かりに関する諸事業の充実 (①一時預かり事業・ ②病児病後児保育事業・ ③延長保育事業)	児童	幼児課	①一時預かり事業 22箇所で開催し、利用児童数は延べ2,514人であった。 ※一時保育(保育所等の自主事業は56箇所で開催) ②病児病後児保育事業 令和4年度は市内に5箇所設置しており、利用児童数は2,806人であった。 ③延長保育事業 124箇所(公立6、私立118)で開催した。	【成果】 利用者のニーズに対し、一定の対応ができている。 【問題点】 病児・病後児保育事業について、施設の閉所に伴い、今後、利用者ニーズに対応できない状況が見込まれる。 【要因】 病児・病後児保育事業において、南部及び西部地区が実施施設が閉所し、空白地域になっている。	ア 今後も継続して事業を実施し、利用者のニーズに応じた預かり枠を確保できるよう推進していく。
63	放課後児童クラブの設置及び促進	保護者	こどもみらい課	・子ども・子育て支援新制度に基づき、支援の単位(おおむね40人以下)ごとに、運営主体に対し、支援を行った。 95クラブ・169支援 ・法人が設置する放課後児童クラブの施設整備に対し補助を実施した。 1箇所	【成果】 小学校区ごとの放課後児童クラブの利用児童数を適切に見込み、運営の支援を行い、適正な量の確保を行うとともに、放課後児童クラブの運営が「長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づいた運営となるよう指導することで質の向上を行った。	ア

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和4年度の事業実施状況	令和4年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
64	男性の家事・介護等への参画を推進するための父子のイベント等、男性向け講座の開催	市民(男性)	人権男女共同参画室	男女共同参画推進センターにおいて、男性の子育てや家事への参画を推進する講座を3回実施した。	【成果】 男性が興味を持ちやすく、家事や育児への参画につながるような講座を企画したため、「男女共同参画」について楽しく学んでもらい、意識の醸成を図ることができた。	ア
			生涯学習企画課	公民館講座として「男性料理教室」を開講、家庭で活かせる調理を学ぶ講座に全11回で計85名が参加した。(中央、東、南、北公民館)	【成果】 ・講座参加後に地域活動に参加するなど、社会の中で学びを活かす自信につながった。 【問題点】 講座の内容や、講座の数、参加者数を充実させる必要がある。 【要因】 講座内容や講師等についての情報収集が十分行えていない。	ア 必要な情報収集を行ったうえで今後も同様の講座を企画する。
65	介護家族を対象にした家族介護教室の開催	高齢者介護家族	高齢者すこやか支援課	○家族介護教室の開催 ・開催回数:42回 ・参加者数:336人(実人数)	【成果】 ・R3年度に比べより多くの教室を開催し(R3年度 35回)、より多くの参加者を集めることができた。(R3年度 284人) ・参加者からは参考になったや励まされたとのコメントあり。 【問題点】 ・70歳以上の方、女性の方が多く、60歳以下の若年層や男性の方の参加が少ない。 ・参加したいが介護のため参加できない方がいた。 【要因】 開催日時が平日の午後に偏っている。	ア 介護対象者が通所サービスを利用している午前中や、若者が参加しやすい土曜日での開催など開催日時を工夫していく。

施策の方向(15) 地域における共同参画の促進

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和4年度の事業実施状況	令和4年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
66	地域における男女共同参画の促進のための講座開催	市民	人権男女共同参画室	男女共同参画推進センターにおいて、日見地区及び古賀地区において、男女共同参画促進のためのお出かけ講座を2回実施した。	【成果】 各地域の特性を活かした講座を実施することができた。参加者の満足度は平均90%以上であり、「男女共同参画」に関する意識の醸成を図ることができている。	ア
67	市民活動センターの設置・運営(市民活動を行う個人又は団体の交流及び活動拠点)	市民	市民協働推進室	市民活動団体の拠点として指定管理者による市民活動センターの運営や、市民活動に関する情報提供及び相談対応を行った。また、パソコンの勉強会や研修会等のハイブリッド開催のサポートなど、市民活動にオンラインを普及させる取組みを実施した。 【利用者数】令和3年度:5,263人→令和4年度:6,603人	【成果】 指定管理者が有するノウハウを活用し、地域課題に取り組む市民活動団体の更なる活動の促進を図ることができた。市民活動にオンラインを取り入れるサポートなど、時代ニーズに合った活動を促進させる体制の充実を図ることができた。 【問題点】 市民活動センターの登録の更新を見合わせる団体等があり、登録団体数が伸びない。 【要因】 令和4年度は、ウィズコロナへの移行期となり、活動を再開する団体が増えたものの、一方で未だ活動を停止、縮小している市民活動団体もある。また、市民活動団体に対し、登録団体だからこそ利用できる設備やサービスなど、登録するメリットを伝えきれていないため。	ア 引き続き、指定管理者が有するノウハウを活かした交流事業等による市民活動団体同士の交流や連携強化をはじめ、団体の経営能力の強化やアフターコロナを意識した活動の支援など、時代ニーズに合った事業を実施することにより、市民活動センターの活性化を図る。

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和4年度の事業実施状況	令和4年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
68	公民館におけるボランティアの養成及び活動支援	市民	生涯学習企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館(中央・東・西・南・北・滑石)支援ボランティア登録数:71人、実施回数:325回、延べ参加者数:642人 ・一時保育ボランティアの活動回数 7回 ・公民館ボランティア自身による企画・運営力をつけるための講座を1回開催した。(中央公民館) ・ボランティアが企画・運営した「七面山紅葉狩り」(山歩き)講座を1回開催した。ボランティア7名、新規受講生16名が参加した。(中央公民館) 	<p>【成果】 自発的に「ボランティア企画講座」等の企画・運営ができた。</p> <p>【問題点】 既存のボランティアへの支援にとどまり、ボランティアを養成する取組が少なかった。</p> <p>【要因】 ボランティア活動や活動支援に要する経費が十分ではない。</p>	ア 既存の活動を底上げしていくとともに、養成講座も企画する。
69	地域活動や市民活動への参加促進	市民	自治振興課	<p>○自治会加入の促進及び活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入促進グッズの自治会への提供による未加入者への加入促進運動支援 参加自治会数:155自治会、配布グッズ数:のべ6,110個 ・事業者等との連携による転入者等へのチラシ配布・ポスター掲示 7,700枚(商工会議所6,000枚、勤労者サービスセンター1,700枚) ・大学等のオリエンテーション等におけるチラシ配布 3,070枚 ・公営住宅説明会での加入呼びかけ 30回 196世帯加入 ・自治会への経済的支援(事業への補助) 自治会集会所建設奨励費補助金 18自治会 自治会広報掲示板補助金 16自治会 防犯カメラ設置事業費補助金 7自治会 ・自治会加入促進ハンドブックの作成 2,500冊作成 	<p>【成果】 加入促進月間中の未加入者への加入促進の結果、158世帯の新規加入者があった。</p> <p>【問題点】 これまで様々な取り組みを継続して実施しているものの、各自治会の会員数は減少し、自治会の加入率は依然として減少傾向にある。</p> <p>【要因】 高齢化のさらなる進展や単身世帯の増加など、社会を取り巻く状況が変化するなか、自治会においても役員の成り手不足や高齢化等により自治会業務の負担が大きくなり、自治会活動に支障をきたしている。</p>	イ <ul style="list-style-type: none"> ・広く市民に、自治会活動の意義や必要性を周知することで、自治会への加入を促進する ・SNSを活用した自治会運営を促進することで負担軽減を図る ・大学生など若い世代を対象とした自治会加入を促進する取り組みを実施する ・ワークショップや講座を開催し、自治会の課題解決に取り組む
70	地域コミュニティ連絡協議会の設立や運営の支援	地域の各種団体 市民	地域コミュニティ推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の話し合いの場を支援し、「まちづくり計画」を策定した地域コミュニティ連絡協議会が新たに10地区設立され、34地区となった。 ・協議会の設立の検討に至っていない地区について、「支援計画」に基づいて協議会の設立に向けた支援を行い、新たに8地区で地域コミュニティ連絡協議会設立準備委員会が立ち上がった。 	<p>【成果】 ・地区内での団体間の連携が進み、様々な分野の課題解決や活性化に向けて取り組む地区が出てきている。 ・各種団体が連携したまちづくりの機運が高まった。</p> <p>【問題点】 ・地域コミュニティ連絡協議会の設立に向けての検討に至っていない地区がある。</p> <p>【要因】 ・地区の実情、特性から設立に向けての機運が高まっていないため。 ・まとめ役となる団体や担い手が不足しているため。</p>	ア <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の抽出や解決に向けた取り組みについて話し合う場の開催を通して、それぞれの地域に応じた「まちづくり計画」の策定を行い、「地域コミュニティ連絡協議会」の設立に向けて支援する。 ・協議会の設立の検討に至っていない地区について、各地区の実情に合わせて策定した「支援計画」に基づいて地域コミュニティ連絡協議会の設立に向けた支援を寄り添いながら行う。
71	男女共同参画の推進に関するボランティアへの活動支援	市民	人権男女共同参画室	<p>長崎市男女共同参画推進事業ボランティアとして、男女共同参画に関する講座の企画及び実施や情報紙の企画編集や、事業実施時の一時保育の活動を行った。</p> <p>活動日数:11日、活動延人数:43人</p>	<p>【成果】 令和4年度についても、男女共同参画の推進のために積極的に関わっていただき、男女共同参画社会の実現に向けて、啓発活動等とともに行うことができた。</p> <p>【問題点及び要因】 講座実施時には、企画発案者がそれぞれの講座に従事することとなるため、ボランティアとしての一体感やまとまりがない。また、これまでボランティアとして携わってくれた方々の高齢化に伴い、登録者数が減少している。</p>	ア <ul style="list-style-type: none"> ・今後もボランティアとともに活動を行っていくが、アマランスフェスタ等での講座の実施においては、ボランティア皆で講座をつくりあげてことを意識して、取り組んでいきたい。 ・若年層のボランティアへの参加を増やすため、大学等へも周知を行うなど、関係機関との連携を増やしていく。

主要課題8 防災・復興における男女共同参画の推進

施策の方向(16) 防災・復興への男女共同参画の視点の反映

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和4年度の事業実施状況	令和4年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
72	地域防災計画への男女共同参画の視点の反映	関係課	防災危機管理室 人権男女共同参画室	長崎市地域防災計画の内容を検討する長崎市防災会議において、構成団体に対して女性委員の推薦を検討していただくようお願いしている。 防災会議委員(55名)のうち、女性委員の数:7名	【成果】 長崎市地域防災計画修正にあたり、長崎市防災会議を開催し、女性委員の意見を伺う機会を設けることができた。 【問題点】 依然として女性委員の比率が40%未満となっていること。 (長崎市附属機関の設置等に関する基準の運用方針において、片方の性の委員の比率が40%未満にならないように配慮することが定められている) 【要因】 委員の構成については、専門性等の理由により、災害対策基本法及び長崎市防災会議条例に基づき、本市の部長など、特定の職を指定しているため。	ア 委員構成について、引き続き検討するとともに、職が限定されない団体に対し、委員推薦依頼時に女性委員の推薦をお願いしていく。
73	地域における防災活動の中心となる市民防災リーダーの養成	市民	防災危機管理室	市民防災リーダー養成講習を実施した。 開催日:令和4年11月20日、12月4日(2日間) 市民防災リーダー総数:1,266名	【成果】 令和4年度の実績として、32人防災リーダーとして認定された中で、そのうち女性1人が認定された。 【問題点】 依然として新規の女性受講者が少ない状況である。 【要因】 カリキュラム上、養成講習が2日間にわたり実施されるため、受講時間の確保が難しい。	ア 今後とも、地域から女性のリーダーを推薦していただけるよう促していくとともに、ながさき防災サポーター認定制度の活用も含め、より気軽に防災に関する知識を身につけることができる機会を拡充する。
74	男女共同参画の視点を反映させた避難所の運営等の推進	関係課	防災危機管理室 人権男女共同参画室	・授乳やおむつ替え等が行えるスペースが確保できるよう、開設実績が多い避難所に間仕切りパーテーションなどを備蓄している。 ・女性用品の生理用ナプキンを常時備蓄している。 備蓄数:3,852枚	【成果】 避難所開設時に間仕切りパーテーションを活用し、プライバシーの確保に努めることができた。 女性用品については、備蓄倉庫において常時備蓄できている。 【問題点】 全ての指定避難所に間仕切りパーテーションなどのプライバシー確保用の備蓄品を備蓄できていない。 【要因】 プライバシー確保のための備蓄品については、全ての避難所分の確保はできているものの、避難所によっては備蓄品を備蓄できるスペースに限りがあるため。	ア 今後も、男女の視点を反映させたうえで、備蓄品購入の検討や、避難所運営に努めていく。
75	被災時における性暴力・DV被害防止等に関する情報発信、相談体制の整備	市民	人権男女共同参画室	「ながさき防災フェスタ」において、男女共同参画の視点からの防災に関するパネル掲示等の啓発活動を行った。 【設置物】 ・啓発パネル2枚 ・アマランス相談ポケットティッシュ500個 ・長崎県主催講座「地域防災力を高める講座」チラシ100枚	【成果】 パネル掲示等を行うことで、多くの市民の目に留まり、意識の醸成を図ることができた。	ア 今後も市主催の関連イベントを実施する際には積極的にパネル掲示等を行い、情報の発信に努める。

推進目標Ⅲ男女共同参画社会の形成を阻害する暴力を許さない環境づくり

主要課題9 男女間における暴力の根絶

施策の方向(17) DV(配偶者等からの暴力)対策の推進

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和4年度の事業実施状況	令和4年度の実施に対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
76	DVIに関する正しい理解のための講座の開催	市民	人権男女共同参画室	男女共同参画推進センターにおいて、「DV根絶のための連続講座」(全4回)を開催し、NPO法人DV防止ながさき、警察、大学准教授など専門家を講師に迎え、DVIに関する正しい知識を深めてもらうための啓発を行った。	【成果】 講座に参加した市民や支援者に対し、DVの現状やDV対策、支援の在り方等について最新の知識を伝えることができた。	ア
77	啓発物やホームページ等によるDVIに関する正しい理解と認識の促進のための情報発信	市民	人権男女共同参画室	・男女共同参画推進センターで発行している「アマランス通信」Vol.228において、「女性に対する暴力をなくす運動」の記事や性犯罪・性暴力に関する相談についての情報を掲載し、アマランス館内に掲示・設置した。 ・同紙を講座開催時に市民に配布したり、FacebookやInstagramに掲載したりして、広く情報発信した。	【成果】 「女性に対する暴力をなくす運動期間」に合わせ通信を発行することで、DVIに対する正しい理解と認識を効果的に啓発することができた。	ア
78	DV未然防止のための若年層への予防啓発講座(デートDV防止授業)の開催	生徒及び教職員	人権男女共同参画室	男女共同参画推進センター派遣講座として、市内中学校及び高等学校の生徒を対象に「デートDV防止授業」を20回実施した。 【内訳】市内中学校17校(17回)、高等学校3校(3回)	【成果】 若年層におけるDV予防意識の醸成を図るため、市内中学校及び高等学校でデートDV防止授業を計20回実施したことにより、「デートDV」の実態及び防止に関して、若年層に広く周知することができた。 【問題点】 授業の実施率が、市立中学校37校中16校と4割程度の実施にとどまっている。 【要因】 学校本来の授業時間に余裕がないなど、各学校の状況により実施できないこと、また、当授業に関する周知や呼びかけがまだまだ不足している。	ア
			学校教育課	DV未然防止のために、各学校では、現在、小中学校では、保健体育科や特別の教科道徳などで異性への理解を深めることやDV予防意識の醸成を図ることなどについて授業を行っている。また、中学校においては職業講話の中で、生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動できるようになるために、「性に関する教育」における専門的な知識を持った外部講師を活用している学校がある。	【成果】 人権男女共同参画室のデートDV教室やキャリア教育推進事業や保健体育科の授業において助産師等の外部講師を招いての授業を実践するなど予防啓発の取組が広がっている。 【問題点】 発達段階に応じて、児童生徒が性に関して正しく理解し適切に行動できるようになるためにさらに多くの学校で、外部講師の活用等、取組を推進していく必要がある。 【要因】 外部講師を招いての講演の実施については、最終的に学校の判断で行っている。しかし、「性に関する教育」の講演等の実施率が上がるように、今後も周知・啓発を、積極的に進める必要があるため。	ア
79	相談員の資質向上及び心理的ケア(ケース会議の開催、DV対策等の関係会議への参加)	相談員	人権男女共同参画室	○ケース会議の開催 アマランス相談においてケース会議を定期的に行い、相談員と職員で相談事例の情報共有や業務改善等について協議を行っている。また、総務課の法務担当主幹を招いて、相談事例についての法的助言等を受けている。 実施回数:8回 ○DV対策等の関係会議への参加 県下の配偶者暴力相談支援センターネットワーク会議(年2回)等に参加し情報交換・共有を行うとともに、国の研修会を受講し相談員の資質向上に努めた。	【成果】 会議や研修会は対面で実施されることが増えてきており、参加することで、実際に関係各所と顔を合わせて情報共有等ができるようになり、連携がとりやすくなった。 【問題点と要因】 毎月開催することとするケース会議に拘らず、必要時に集まり情報共有等を行うようしているため、R4年度は8回の実施にとどまった。	ア

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和4年度の事業実施状況	令和4年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
80	DV被害者支援連絡会議の運営	関係部局	人権男女共同参画室	DV被害者支援連絡会議研修会を開催し、DVについての基礎地機器を学んだ。 参加者:連絡会議委員所属 42名	【成果】 コロナの影響で、3年ぶりの研修会の開催となった。DVについての基本的な内容と、自治体職員に期待される対応について講義を行っていただき、受講者からは概ね好評であった。 【問題点とその要因】 テーマ設定等決定するタイミングが遅かったため、開催時期が年度末近くになった。	イ 研修会の実施のみではなく、DV被害者に対する適切な支援などについて、適宜情報提供を行う。また、テーマ設定等の意思決定をできるだけ早めに取りようにする。
81	DV被害者が一時的に使用するための市営住宅(目的外使用の住戸)の確保	DV被害者	建築総務課	DV被害者のための住戸を4戸(指定管理者2者それぞれ2戸ずつ)確保している。 使用実績:計2世帯	【成果】 迅速な対応を図り、支援することができた。	ア 引き続き、DV被害者の支援のため、住戸の確保を行い、継続する。
82	DVに関する相談(アマランス相談)	市民	人権男女共同参画室	・一般相談:毎日(年末年始を除く)(10:00~12:00 13:00~16:00)水曜日 夜間電話相談(18:00~20:00) ・DV相談:95件 ・弁護士による法律相談:毎週金曜日(祝日を除く)(13:00~16:00) ・臨床心理士による心の健康相談:月2回(13:00~16:00)	【成果】 相談件数での成果は図りにくいいため、今後も現在の相談体制を維持していく。同時に、相談窓口の周知を更に行っていく。	ア 相談を必要とする市民に対し、今後も継続して実施する。
83	一般相談、法律相談(市民相談)	市民	自治振興課	・相談員による一般相談【月~金(8:45~17:30)】 延相談件数:3,890件 ・弁護士による無料法律相談【月・火・木(13:00~16:00)】 延相談件数:497件 令和4年11月相談分から市民相談窓口における法律相談以外の専門相談について、当日受付と併せて事前予約を開始した。 ※法律相談については、令和3年4月相談分から事前予約を実施。また、市民相談窓口におけるオンライン相談の検討を行った。	【成果】 事前予約制としたことにより、確実に相談を行うことができ、市民の利便性向上が図られた。	イ 相談件数の多少での成果は図りにくいいため、今後も現在の相談体制を維持するとともに、相談窓口の更なる周知を図っていく。また、オンライン相談の導入についても引き続き検討を行い、市民の利便性を高めていく。
84	DV被害者のうち支援措置対象者にかかる住所情報を加害者に知られないようにする措置(住民基本台帳の閲覧制限及び住民票と戸籍の附票等の交付制限)	DV被害者	住民情報課	DV等の被害者のうち、生活の安全を確保するため、住居にかかる情報を加害者に知られないよう保護する支援措置を実施した。 支援措置申出者(長崎市在住):205名、うちDV被害者 119名	【成果】 支援措置対象者数での成果は図りにくいいため、今後も関係部局との協力体制の整備を行うとともに、支援体制の強化を図っていく。	ア DV等の被害者のうち支援措置対象者にかかる住所情報を、加害者に知られないようにする措置(住民基本台帳の閲覧制限及び住民票と戸籍の附票等の交付制限)を実施する。
85	DV被害者支援のための警察、司法機関、民間団体、県などとの連携・協力	関係機関	人権男女共同参画室	県南地区女性相談関係意見交換会や県犯罪被害者支援連絡協議会において、警察、法テラス、社会福祉協議会、民間団体などと情報交換を行い、必要時に連携が取れるよう努めた。	【成果】 相談内容によっては、より適切な関係機関を案内できるよう情報提供を行った。	ア 今後も関係機関との会議や研修などの積極的に参加し、情報収集を図るとともに、連携・協力体制を強化する。
86	高齢者の配偶者及び子どもなどの養護者からの虐待防止のための市及び地域包括支援センターにおける相談対応及び緊急避難としての施設入所措置	高齢者	高齢者すこやか支援課	○地域包括支援センターにおける相談対応件数 1,750件 ○虐待措置件数 0件	【成果】 R3年度(1,364件)より多くの相談に対応することができた。また、緊急避難としては措置はなかったが、介護施設や病院等へ避難し、安全を確保できた。 【問題点】 相談窓口の周知を行っているが、家庭内の虐待の場合は早期の相談につながりにくい。 【要因】 虐待は家庭内で起きているため、第三者が発見することが難しい。	ア 虐待防止に関する周知を継続的に行うとともに、把握した場合は迅速な連携と対応を行う。
87	高齢者虐待防止や認知症高齢者対応などの研修の実施及び指導・支援	関係機関	高齢者すこやか支援課	○高齢者虐待及び認知症等に関する研修会の参加者数 1,094人	【成果】 高齢者支援に関わる関係機関に対し、連携方法や専門知識について伝えることができた。 また、令和3年度と比較すると、219人増加した。 【問題点】 会場またはウェブの権限の問題もあり、関係機関すべてに研修を行うことはできていない。 【要因】 対象が限られた関係機関にならないよう配慮する必要がある。	ア できるだけ多くの関係機関に受講してもらえよう開催方法の工夫を行う。

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和4年度の事業実施状況	令和4年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
88	長崎市障害者虐待防止センターの適切な運営(障害者虐待に関する通報・相談の受け付け、事実確認及び個別のケースに応じた適切な支援の実施)	障害者等	障害福祉課	障害者虐待防止に関して、障害福祉課内に設置している「障害者虐待防止センター」において、通報・相談を受け付け、事実確認を行うとともに、個別のケースに応じた支援、対応を行った。 通報・相談受け付け件数:29件	【成果】 相談があった場合、早急に協議を行い、関係機関との調整・対応につとめることができた。 【問題点】 当課以外の関係機関とのネットワークづくりのための協議の場及び研修の機会がない。 【要因】 これまでネットワークづくりのための仕組みづくりがない。	イ ・障害者虐待防止センターの運営を通じ、引き続き障害者虐待の未然防止及び早期発見に努める。 ・当課以外の関係機関とのネットワークづくりのため、障害者自立支援協議会の場に障害者虐待に関連する内容を取り入れ、協議、研修の機会をもうけていく。
89	配偶者暴力相談支援センターと児童虐待担当部局等との連携強化	関係部局 関係機関	人権男女共同参画室	親子支援ネットワーク地域協議会の会議・研修に参加し、情報共有し、連携を取りやすい体制作りに努めた。 また、子育てサポート課への相談で当室と関わりのあるケースに関しては相談に同席したり、当室で受けた相談で児童に関わりのあるケースについては、情報提供するなど連携を図った。	【成果】 情報提供・共有が図られ、必要な支援を継続することができた。 【問題点と要因】 DVが主訴で、その中でこどもの虐待の話が明らかになる場合が多いため、子育てサポート課への情報提供・共有が当室での相談後となり、相談初回から子育てサポート課に介入してもらうことが難しい。	ア 今後も、子育てサポート課開催の会議・研修会等への参加を積極的に行い、情報収集・共有を図っていく。 相談に関しても、必要時には連携を図っていく。
			子育てサポート課	配偶者暴力相談の中で子どもへの虐待等の影響が及んでいる可能性のあるものについて、情報提供を受け支援に備えた。また、当課で相談を受け支援のつながりが必要な場合は同行し相談を行った。	【成果】 情報連携し支援の対応に備えることができた。また、当課で相談を受け支援のつながりが必要な場合はそのまま同行して相談を行い、切れ目ない支援ができた。 【問題点】 支援の了承を得ず情報提供を受けることがあるため、支援に備えることはできても積極的な支援介入が困難。 【要因】 (相談対応時に当課の相談員も同席することができれば切れ目なく支援ができると思われる)	イ 引き続き連携のあり方を工夫し市切れ目ない支援体制を構築する。

施策の方向(18) セクシュアル・ハラスメント等の対策の推進

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和4年度の事業実施状況	令和4年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
90	セクシュアル・ハラスメント等の啓発講座の開催	市民 事業者	人権男女共同参画室	男女共同参画推進センターの派遣講座として、18回開催した。	【成果】 セクシュアル・ハラスメント等に関する講座を18回開催することで、小中高生及び教職員をはじめ、市民や事業者など、幅広くハラスメント防止に対する意識の向上を図ることができた。 【問題点】 対象が小中高生及び教職員である場合が多く、市民や事業者対象の講座は3回と少なかった。 【要因】 事業者からハラスメント等啓発派遣講座の依頼があるのは、問題が起きた後の場合が多く、ハラスメントが問題化していない段階での依頼が少ないためと考えられる。	イ 今後は、事業所のハラスメント予防啓発のために、派遣講座を活用していただくようフェイスブックなどで周知していきたい。
91	セクシュアル・ハラスメント等に関する相談	市民	人権男女共同参画室	アマランス相談の一般相談として、セクシュアル・ハラスメントに関する相談を4件受け付けた。	【成果】 相談件数での成果は図りにくいいため、今後も現在の相談体制を維持するとともに、相談等の更なる周知を図っていく。	ア 相談を必要とする市民に対し、今後も継続して実施する。